平成23年度における内閣府の東日本大震災に係る取組の評価(案)

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
大臣官房 会計課	《日本政府を通じた東日本大震災義援金の受付》 ・日本赤十字社等の民間ではなく、政府において東日本大震災義援金の窓口を作るようにとの要望があったことから、被災者の方々に対する各方面からの支援の機会を拡大する目的で、平成23年4月5日政府としては初めて内閣府に受付窓口を設置した。 ・受付期間は、当初、平成23年4月5日から平成23年9月末日までであったが、各方面からの要望を受け9月に6ヶ月延長し、更に3月に6ヶ月再延長、平成24年9月末日までとなっている。 ・平成24年4月27日現在の受付件数及び受付額並びに被災地方公共団体への送金額は以下のとおり。 (1)受付件数 8,547件 (2)受付額 33億1,559万3,716円 (3)送金額被災都道県へ32億1,237万5,000円	《日本政府を通じた東日本大震災義援金の受付》 ・関係機関との緊密な連絡調整を図り、制度面(臨時特例財務省令の制定)及び運用面(銀行口座の設置、ホームページ及びプリーコールによる問い合わせ窓口の開設など)の受付体制を速やかに整えたところ。 ・国内外から寄せられた義援金は、約33億1,600万円(平成24年4月27日現在)になっており、その大宗が被災者に配付され、政府の義援金の窓口としての役割を果たしていると考えている。 ・今後とも、関係機関との緊密な連絡調整を図りながら受付及び各被災地方公共団体への送金事務を行っていきたい。	URL:http://www.cao.go.jp/gienkin/index.html
人事課	・岩手・宮城・福島3県の現地対策本部要員として、それぞれ137人、172人、118人、計延べ427人の職員を派遣した。さらに、被災自治体(陸前高田市)の副市長として職員1名が出向している。 ・派遣職員からの勤務状況報告を取りまとめ、内閣府掲示板に掲載した。また、派遣終了後には事務次官等への報告会を開催した。	今回の東日本大震災に係る人的支援の経験を、今後、震災等が発生した場合の対応に活かせるよう、派遣職員の被災地における業務経験を府内職員で共有すること等により、組織として知見の蓄積を行うことができた。	
公文書管理課	○ 被災公文書等修復支援事業(平成23年度) 〈施策に係る取組〉 ・被災地の実情調査により、地方自治体等において大量の公文書等が被災し、放置されている状況を確認。 ・早急な対応が必要と認められた岩手県宮古市においては、第3次補正予算成立に先立ち、パイロット 事業として、被災公文書等の修復に当たる人材の育成のための研修を行った。 ・第3次補正予算の被災公文書等修復支援事業費補助金により、歴史資料として重要な公文書等の保 存及び利用に関する専門的技術的な助言の一環として、被災自治体(岩手県陸前高田市、山田町、宮 城県気仙沼市、仙台市、石巻市(女川町分も含んで実施))からの要請に基づき、国立公文書館が被災 公文書等の修復に当たる人材の育成のための研修を行い、修復作業を早急に進める環境を整備した (予算額:70,297千円)。		て」(国立公文書館HP掲載) URL:http://www.archives.go.jp/top/111216_01.html

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
		〈施策に係る取組〉 【被災者向け広報】 ① 政府広報ラジオ番組「震災情報 官邸発」 震災時に情報入手手段として有効なラジオにおいて、ほぼ毎日、官房長官が出演。なる べく多くの被災者に情報をお伝えすべく、当初、FM局から開始したものを、順次、被災地 のAM局、コミュニティFM局に拡大。 →④「被災地向けラジオ番組」において引き続き、情報提供を実施。	○政府広報オンライン http://www.gov-online.go.jp/
	② 被災者向け「壁新聞」「ハンドブック」「地方紙」生活再建や日々の暮らしに役立つ情報を提供するため、避難所を中心に掲示する「壁新聞」、仮設住宅などをはじめより多くの被災者にお届けする「ハンドブック」を発行。また、地方新聞の記事下広告において、生活再建や日々の暮らしに役立つ情報を提供。「壁新聞」 平成23年4月6日~7月19日(2~15号)臨時増刊号、特別号を除く。※1号(3月30日発行)は平成22年度に実施。毎号、被災地(岩手、宮城、福島)の郵便局、スーパーなど約4,000店舗に配布。「ハンドブック」10種類 累計171万部(平成23年度分)「地方紙」19紙 計200万部 平成23年4月6日~8月13日(16回)		
	③ 被災地向けテレビ番組 復興へ第一歩を踏み出した被災地の方々の思いや活動を紹介するとともに、政府の施策を伝える被災 地向け定時番組を実施。 実施時期:平成23年8月19日~平成24年度も引き続き実施 実施地域:岩手、宮城、福島 放送局:12局(3県の全民放局)	③ 被災地向けテレビ番組 仮設住宅にTVが備え付けられていたことから、被災者の方々の多くが避難 所から仮設住宅に住まいを移したタイミングをとらえ、テレビ番組を開始し、 現地に詳しいテレビ局の協力を得ながら、地域の実情に合わせて、被災地の方々の思い や活動の紹介をするとともに、政府の最新の施策を周知。	
政府広報室	④ 被災地向けラジオ番組 復興へ第一歩を踏み出した被災地の方々の思いや活動を紹介するとともに、政府の施策を伝える被災 地向け定時番組を実施。 実施時期:平成23年7月2日~平成24年度も引き続き実施 実施地域:青森、岩手、宮城、福島、茨城 放送局: AM5局、FM4局、コミュニティFM21局	④ 被災地向けラジオ番組 「震災情報官邸発」に引き続いて、被災者に身近なメディアとしてラジオを活用し、現地 に詳しいラジオ局の協力を得ながら、地域の実情に合わせて、被災地の方々の思いや活動の紹介をするとともに、政府の最新の施策を周知。	
	⑤ 笑顔ひろげ隊(キャラバン隊) 被災地の仮設住宅などを順次訪問し、生活再建・事業再建ハンドブック等を用いて政府施策について直接被災者に説明するとともに、被災者からの情報ニーズ把握を行う。 実施時期:平成23年9月17日~平成24年3月31日 実施地域:岩手(28回)、宮城(30回)、福島(25回)	(5) 笑顔ひろげ隊(キャラバン隊) 被災地3県合わせて約1,800名の被災者に対して説明及びヒアリングを行った。国 の施策の分かりやすい説明の機会として、また、被災者からのご意見をお聞きする機会 として、被災者からむよい活動である」との評価を得た。また、実施時に多く寄せられた質問についてFAQを作成し、個別回答やWEBでの公開とともに、実施自治体や仮設住宅 等にも情報共有を図った。	
	⑥『ひろげたい。明日に希望を。未来に希望を』特設webサイト 被災地向けテレビ・ラジオ番組の過去放送分をオンデマンド配信するとともに、笑顔ひろげ隊の活動や FAQを紹介するポータルサイトを設けた。 実施時期:平成23年9月17日~平成24年度も引き続き実施	⑥『ひろげたい。明日に希望を。未来に希望を』特設webサイト被災地のみならず全国各地に避難された被災者の方々に対して、復興に向けた被災地での取り組みや政府の最新の施策を紹介するとともに、笑顔ひろげ隊に寄せられたFAQを公開するなど、生活に役立つ情報提供を実施。(平成24年3月末までに累計14万PV))	
	⑦「生活再建編」「事業再建編」「雇用対策」新聞記事下広告 3テーマ(生活再建・事業再建・雇用対策)をシリーズ広告として連続掲載。 第三次補正予算に盛り込まれた具体的な支援情報を提供するため、地方新聞において広告を掲載。 実施時期:平成23年12月21日~28日 実施地域:「生活再建編」「事業再建編」 岩手、宮城、福島 「雇用対策編」青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長 野(災害救助法適応地域) 掲載紙:生活再建編・事業再建編 17紙(計175万部) ※雇用対策編 26紙 549万部	⑦ 「生活再建編」「事業再建編」「雇用対策」新聞記事下広告なるべく多くの被災者に情報をお伝えすべくタブロイド紙や郷土紙へも掲載範囲を広げたほか、シリーズ広告という体裁により広告への注目度を一層高めた。あわせて、生活再建・事業再建ハンドブックや被災地向けテレビ・ラジオ番組についても周知。	

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
	⑧ 「雇用対策」被災地向けタウン誌広告 雇用への支援制度について更に多くの方々へ情報を提供するため、地方紙に加えて各地のタウン誌に おいても広告を掲載。 実施時期:平成24年1月21日~2月1日 実施地域:青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野 掲載紙:10誌(計46万部)	⑧ 被災地向けタウン誌広告 地域密着型のメディアであるタウン誌を地方紙に加えて活用し、更にリーチを広げること により、被災者に対して、生活再建・事業再建ハンドブックの周知も含めた極め細やかな 情報提供を実施。	
	⑨「がれきの広域処理」新聞記事下 平成24年3月28日~30日 地方紙において「県内のがれき処理進捗状況」を「広域処理促進に向けた政府の取り組み」とともに周 知。 実施時期:平成24年3月28日~29日 実施地域:岩手、宮城 掲載紙:2紙、計60万部	⑨「がれきの広域処理」新聞記事下 岩手・宮城両県の方々に対して、「がれき処理」に関する最新情報を提供。	
	⑩「放射性物質の除染」新聞記事下広告 平成24年3月29日~30日福島県内の除染進捗状況について地域別にまとめ、記事下広告として同県地方紙にて掲載。 実施時期:平成24年3月29日~30日 実施地域:福島 掲載紙:2紙、50万部	⑩ 「放射性物質の除染」新聞記事下広告 福島県の方々に対して、放射性物質の除染の進捗状況についての最新情報を提供。	
	【全国向け広報】 ①「復興アクション」キャンペーン 風評被害やブョンがのの防止、通常の経済活動、節電の3テーマについて、全国向けに新聞記事下広告、交通広告、webサイト(インターネット)等の媒体により、周知・啓発広報を実施。 実施時期:平成23年4月~平成24年3月31日	【全国向け広報】 ①「復興アクション」キャンペーン 当初の賛同団体は60だったところ、各種の周知・啓発広報により、最終的には、計227の賛同団体と2,000を超える賛同企業(店舗)の協力を得た。また、ポスターやWEBにおいて各省庁施策とも連携を図った。	
政府広報室	②「がれきの広域処理」新聞記事下広告 全国に対しては、「被災地におけるがれき処理の現状」「がれきの安全性」に関する解説を地方紙に記事 下広告として掲載し、広域処理にあたって正確な理解の促進を図った。 実施時期:平成24年3月28日~30日 掲載紙:42紙(1,550万部)	② 「がれきの広域処理」新聞記事下広告 「がれきの広域処理」に関する住民への説明会でよく出る質問について、イラストや図表なども用いて、より分かりやすく回答。	
政府広報室	【外国人向け広報】 ① 海外新聞広告「総理メッセージ」 諸外国等から寄せられた支援に対して我が国の謝意を表明するため、海外の新聞に総理大臣による御礼の広告を掲載。 実施時期:平成23年4月11日 掲載紙:海外7紙(計786万部)	【外国人向け広報】 ① 海外新聞広告「総理メッセージ」 諸外国等から寄せられた支援に対して我が国の謝意を表明する広報を計5か国語(英語、中国語、韓国語、フランス語、ロシア語)で実施。	
	② 在日外国人向け政府広報ラジオ番組 在日外国人の方々に安心感を与え、日本の状況についての正しい理解を促進するため、多言語で政府 の正確な情報をお伝えする定時番組を実施。 実施時期:平成23年6月6日~7月1日(全40回) 実施地域:首都圏 放送局:InterFM	② 在日外国人向け政府広報ラジオ番組 在日外国人向けに特化した情報を、計6か国語(英語、中国語、韓国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語)で提供。	
	③「日本ブランドの再構築」 復興への道を歩んでいる日本の正しい現状を発信して風評被害等の事態を改善するとともに、再び世界に認められる日本ブランドの構築を目指すため、海外において新聞広告、雑誌広告、テレビスポット等の媒体による広報を実施。 実施時期:平成23年8月~平成24年3月31日	③ 「日本ブランドの再構築」 国際会議や震災発災からの節目の時期を捉えて、復興が進む日本の現状 発信や信頼性の高い海外著名人からの応援メッセージ等を通して、海外に向けて震災後 も変わらない日本の魅力や強みを発信。	
	※前年度(平成23年3月26日~3月31日)において、在日中国人・韓国人の方に早急に情報をお伝えすべくパナー広告を実施。	く成果と今後の取組> 発災直後から、被災者の情報入手手段を考慮しながら、広報活動を実施した。その結果、3県(岩手、宮城、福島)在住の被災者を対象にしたインターネット調査では「様々な復興支援の取り組みを知った」「支援制度や手続きがわかった」「被災者自身が立ち上がって取り組む姿に感動した」「今後も被災地向けのテレビ・ラジオ番組を継続してほしい」等のご意見をいただく事ができた。また、被災地向けテレビ・ラジオ番組の広報継続意向では、テレビ番組が73.6%、ラジオ番組が53.3%と高い評価をいただいた。平成24年度においては、引き続き関係省庁等と連携を図りながら、上記の調査結果等を参考にして、被災地向けテレビ・ラジオ番組を中心とした復興に向けて必要な情報発信を実施することとしている。	

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
政策統括官 (経済財政運 営担当)	<会議の開催> 地震発生2日後の平成23年3月13日に週明けの経済活動再開を睨んで「経済情勢に関する検討会合 (第2回)」を開催した。 その後も、同検討会合において、各省庁や日銀の取組状況の報告や、大震災を踏まえた当面・短期・中 長期のマクロ経済財政運営や国家戦略の再設計・再強化に向けた基本方針を示す「政策推進指針」の とりまとめに向けた議論を行った。	<会議の開催> 第2回検討会合においては、震災による市場及びマクロ経済への影響、日銀も含めた政府一丸の取組を確認した。また、同決定会合等での議論等を踏まえ、「政策推進指針」が平成23年5月17日に閣議決定された。	「経済情勢に関する検討会合」 URL:http://www5.cao.go.jp/keizai/index2.html 「政策推進指針」 http://www5.cao.go.jp/keizai/bousai/pdf/shishin- nihongo.pdf
	<会議の開催> ・復興段階におけるPFIの活用方法について実務的な検討を行うため、ワーキンググループを民間資金 等活用事業推進委員会の下に設置し、計6回開催した。	<会議の開催> ・PFIの手続きの簡易化やPFI活用マニュアルの作成等、被災地の迅速な復興にPFIを活用できるように検討を行った。ワーキンググループ及び推進委員会において、引き続き検討を進める。	
	・被災者支援活動等に関する制度等のあり方を検討するため、平成23年4月、「新しい公共」推進会議の下に「震災支援制度等ワーキング・グループ会議」を設置。数次にわたる議論を踏まえ、同年6月に「「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について」をとりまとめた。	政府対応の成果事例として、当該ワーキング・グループ報告で提言された「コミュニティ再生などを目指し、個々の取組を全体として包括する被災者支援や復興のための支援拠点	「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について一震災支援制度等ワーキング・グループ報告― http://www5.cao.go.jp/npc/pdf/wg-shinsai-teigen.pdf 「「新しい公共」円卓会議の提案と制度化等に向けた政府の対応」及び「「新しい公共」推進会議の提案と制度化等に向けた政府の対応」に係る各府省の主な取組について http://www5.cao.go.jp/npc/shiryou/22n8kai/pdf/s-1.pdf
政策統括官	<施策に係る取組> ・新しい公共支援事業(平成22年度補正予算、平成24年度末までの基金事業)において、被災地等における、「新しい公共」の担い手による復旧・復興支援の取組みを推進するため、 ①岩手県・宮城県・福島県の新しい公共支援事業基金の積み増しを行った。(予算額:平成23年度第3次補正予算879,000千円、全額交付済) ②平成23年4月及び12月に、事業のガイドライン・実施要領を改定し、事業実施要件を緩和した。	<施策に係る取組> ・活動支援拠点の構築、被災者の支援、地域復興の支援など、民間の発意による様々な取組が、全国で約100件(平成23年度)実施された。岩手県・宮城県・福島県や現地の活動団体からは、貴重な施策として評価されている。引き続き、各県等との連絡調整を行い、これらの取組が円滑に実施されるよう努めたい。	・補正予算 URL:http://www5.cao.go.jp/npc/unei/renrakukaigi/23n2kai /shiryou_1.pdf ・ガイドラインの改定 【平成23年4月12日】 URL:http://www5.cao.go.jp/npc/unei/rireki.html 【平成23年12月5日】 URL:http://www5.cao.go.jp/npc/unei/jigyou.html
	・東日本大震災の発生を受け、平成23年3月13日に「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が交付・施行されたことを受け、特定非営利活動促進法についても、本政令第4条を適用措置することとした。これにより特定非営利活動促進法に規定する法人の設立登記、事業報告等の提出、各種変更届の提出等のうち、今回の地震により履行期間が到来するまでに履行されなかったものについては、免責期限を平成23年6月30日まで延長することとした。	・免責期限の延長措置により、期限内に義務履行が困難な法人に対する救済措置がなさ	別添のとおり
	・その後、6月29日付けで「東日本大震災による特定非営利活動促進法第28条1項の規定による事業報告書等の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令」が公布されたことを受け、特定非営利活動促進法第28条1項、同第29条1項に規定する義務(事業報告書等の作成、提出)について免責期間を9月30日まで再延長した。		
	・各都道府県に対して震災による関係書類の散逸等により、作成が困難となった法人等については、震災による影響を斟酌し、各事情に応じた適切な助言等を行い、指導・監督を実施していただくよう周知を行った。 ・震災に関連する認証申請については優先的に審査し、可能な限り速やかに決定を行うよう努めた。		
	<施策に係る取組>		<施策に係る取組>
	【総括】 「平成23年度年次経済財政報告」(平成23年7月22日公表)や「日本経済2011-2012」(平成23年12月21日公表)において、震災後の日本経済や被災地の経済状況に関する分析を行った。また、平成24年度年次経済財政報告(本年夏頃公表予定)に向けて、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)における家計や企業の経済活動に関するアンケート調査を実施した。	被災地の経済状況の把握に努め、震災対応も含めた適切な経済財政運営に欠かせない 現状分析の提供に寄与した。他方、その後蓄積されたデータや独自に行ったアンケート 調査等を用いて、更に踏み込んだ分析が求められるところであり、本年度の年次経済財 政報告に結び付けてまいりたい。	【総括】 平成23年度年次経済財政報告 http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je11/11.html 日本経済2011—2012 http://www5.cao.go.jp/keizai3/2011/1221nk/nk11.html 【地域】
	【地域】 ・「地域の経済2011」(平成23年11月公表)、「地域経済動向」(四半期毎)、「景気ウォッチャー調査」(毎月公表)において、東日本大震災による地域経済への影響について分析を行った。 ・地域経済を把握するため、被災三県へのヒアリングを行い、月例経済関係閣僚会議において報告を行った。	・その時点で入手可能な経済データを用いて、東日本大震災による地域経済への影響について状況把握及び分析を行った。有識者からは、東日本大震災の影響等の分析などを行った地域の経済は、とても興味深く有用であった、と評価されている。今後も引き続き震災の地域経済への影響について状況把握及び分析に努めてまいりたい。	「地域の経済」 URL: http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html 「地域経済動向」

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
	東日本大震災を受けての教訓を今後の防災対策に活かしていく必要があることから、当初平成23年度 に予定していた業務について、その内容を震災の検証や教訓の総括を行うものに一部振り替え、以下 のような取組を実施した。 <施策に係る取組> (東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)の制 定関係)		<施策に係る取組> (東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)の制定関係) http://www.bousai.go.jp/2011jyosei.html
	定関係が 東日本大震災による甚大かつ深刻な被害に鑑み、いわゆる激甚法の横出しとして、応急復旧等を迅速 に進めるための地方公共団に対する財政援助や、被災者のための社会保険料の滅免、中小企業者に 対する金融上の支援等の特別の財政措置について定める「東日本大震災に対処するための特別の財 政援助及び助成に関する法律」を制定した。 (被災者支援関係)	(被災者支援関係) ・被災者生活再建支援金の特例措置 被災者生活再建支援金の支給に必要となる資金を確保し、被災世帯の生活の再建を確実に支援した。	(被災者支援関係) ・被災者生活再建支援金の特例措置 http://www.bousai.go.jp/2011jyosei/siryo7_kaisei.pdf
	・被災者生活再建支援金の特例措置 東日本大震災の甚大な被害に鑑み、東日本大震災に限り、被災者生活再建支援金の国の補助率を 50%から80%に引き上げる特例措置を設けた。(予算額:352,000百万円)	・激甚災害法による特例措置の適用期間の延長 被災した中小企業や休業を余儀なくされた事業所の現状等を踏まえ、特例措置を延長し 支援を図ってきたところであり、今後とも適切に対応していきたい。	•激甚災害法による特例措置の適用期間の延長 http://www.bousai.go.jp/oshirase/h24/120307-1kisya.pdf
政策統括官 (防災担当)	・激甚災害法による特例措置の適用期間の延長 中小企業者に対する災害関係保証の特例の適用期限を平成25年3月31日まで、被災者に対する求職 者給付の支給に関する特例の適用期限を平成24年9月30日まで延長した。 ・住家被害認定の調査・判定方法作成 地盤の液状化による被害の現状を踏まえて、地盤に係る住家被害認定の合理化を図り、調査・判定方 法を作成した。	・住家被害認定の調査・判定方法作成 国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上のためには、最新 の動向を踏まえた、住家の被害認定業務に関する知識の習得が求められる。 このために、全都道府県の職員を対象とした説明会を継続的に開催していきたい。	
	・特定非常災害特別措置法に規定する許認可等の特例措置 被災された方々を対象に、特定非常災害特別措置法に規定する許認可等について存続期間を最長平成24年8月31日まで延長した。	・特定非常災害特別措置法に規定する許認可等の特例措置 存続期間延長の許認可等項目については、要望に応じ対応してきたが、今後は実績調 査等を行うことによってその効果を検証していきたい。	
	・生活再建支援のあり方に関する調査 東日本大震災を踏まえた被災者の総合的な生活再建支援のあり方に関する調査を行った。(予算額:19 百万円)	・生活再建支援のあり方に関する調査 調査の中で被災者に対する国の支援のあり方について検討したところであり、今後は災害対策関連法制の見直しを踏まえ、適切に対応していく予定である。	
	(防災基本計画関係) 平成23年12月27日の中央防災会議において、東日本大震災以降最初の防災基本計画の修正を行った。	(防災基本計画関係) 中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の最終報告を踏まえ、「津波災害対策編」の新設、地震・津波対策の抜本的強化等を内容とする防災基本計画の修正を行ったところであり、今後も、東日本大震災を踏まえた各種取組を反映させるため、継続的に修正を行う予定である。	(防災基本計画関係) •中央防災会議(平成23年12月27日) http://www.bousai.go.jp/chubou/29/index.html

に分析の上、今後の対策を検討する必要があることから、中央防災会議に「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」を設置した。その後、同力震災における政府の対応を検証し、同力震災の教訓の総括を行うとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害や頻発する豪雨災害に備え、防災対策の充実・強化を図るための調査審議を行うことを目的に、中央防災会議において新たな専門調査会として「防災対策推進検討会議」を設置した。 強務する豪雨災害に備え、防災対策の充実・強化を図るための調査審議を行うことを目的に、中央防災会議において新たな専門調査会として「防災対策推進検討会議」を設置した。 なお、防災対策推進検討会議では、内閣府(防災担当)で開催した以下の会議の検討結果等について報告を受けた又は受ける予定である。 ・東日本大震災における災害応急対策に関する検討会(平成23年11月28日第2回会合) ・実法対策法制のあり方に関する研究会(平成23年12月7日第3回会合) ・津波防災に関するワーキンググループ(平成23年度は災害時の避難に関する専門調査会の下で検討されていたが、平成24年度は防災対策推進検討会議の下で検討がさいたが、平成24年度は防災対策推進検討会議の下で検討がさいたが、平成24年度は防災対策推進検討会議の下で検討がさいたが、平成24年度は防災対策推進検討会議の下で検討がさいたが、平成24年度は防災対策推進検討会議の下で検討が進められることになる。)特に、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震については、東日本大震災の教訓を踏まえ、これらの対応をさらに充実・強化するため、内閣府防災担当においては、平成23年度から以下の会議を設置し、検討してきた。	
・南海トラフの巨大地震モデル検討会 ex.html (防災担当	会議 jp/chubou/suishinkaigi/index.html する災害応急対策に関する検討会 jp/3oukyutaisaku/higashinihon_kento 方に関する研究会 jp/linfo/saigaitaisaku/index.html カーキンググループ jp/jishin/chubou/taisaku_tsunami/ind 関係) 震モデル検討会 jp/jishin/chubou/nankai_trough/nank 直都中枢機能確保検討会 jp/jishin/chubou/nankai_trough/nank 直都中枢機能確保検討会 jp/jishin/chubou/taisaku_syuto/kitak ml A各種制度周知関係) に対する各種支援制度(東日本大震

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
政策統括官 (共生社会政 策担当)	<会議の開催> 当初は予定されていなかった「災害と障害者について」を議題とする、障がい者制度改革推進会議を平成23年5月(第32回)と平成24年1月(第37回)に開催した。	有し、議論を始めることが適切、という判断だった。 平成24年1月(第37回)の会議では、被災地での実地調査を踏まえ、被災地の行政担当	「第37回障がい者制度改革推進会議」 http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_3 7/index.html 「第32回障がい者制度改革推進会議」 http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_3 2/index.html
	〈施策に係る取組〉 被災者、支援者の「心のケア」対策の取組の一環として、地域自殺対策緊急強化基金を活用した自殺対策を推進していくこととし、23年度3次補正予算において37億円の積み増しを行い、当初23年度までの実施期限を24年度末まで延長した。	<施策に係る取組> 被災3県及び全国(除く被災3県)において、被災者の心のケア対策や孤立化防止のサロン活動、相談窓口、訪問支援等の整備、復旧、震災関連自殺の予防対策等を早急に実施して深刻な事態の招来を食い止めると同時に、一段と厳しさを増している自殺対策を取り巻く状況に対して万全の対策が講じられるようにしており、来年度も引き続き実施することとしている。	「ほっと安心手帳」 URL:http://www8.cao.go.jp/souki/koho/anshintetyo.html
	<情報提供> 厚生労働省等と調整して、被災者・支援者一般向けの心のケアについてのリーフレット「ほっと安心手帳」を作成し、希望に応じて被災地を始めとする都道府県・政令指定都市等に送付するとともに、ホームページで公表した。	< 情報提供> 被災者・支援者一般について、発災からの時間の経過に伴う心の健康状況にの変化に 応じた情報提供を引き続き必要に応じて行っていきたい。	
	<シンポジウムの開催> 被災地復興に向けて、女性の視点からの復興や起業支援シンポジウムを宮城県(6月、8月)、岩手県 (10月)にて開催した。	<シンポジウムの開催> 3回のシンポジウムの参加者は合計約800名であった。女性の視点を取り入れた復興、女性の起業活動支援とそのための環境整備に対して、基調講演、パネルディスカッションや取組事例の発表等を行い、その必要性を共有した。	「東日本大震災に対応した男女共同参画局の取組」 URL:http://www.gender.go.jp/saigai.html
		<施策に係る取組> ・全体126件のうち、15件が震災対応枠としてセミナー等が実施された。男女共同参画の視点から見た放射能問題、DV被害者支援、復興支援等のテーマで開催され、被災地の不安やストレスに対する心のケアや今後の防災と復興に向けての一助となった。	
	特定非営利活動法人全国女性会館協議会、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会とともに災害時における男女共同参画センターの役割調査を行った。	・被災地の男女共同参画センター及び全国各地の主な男女共同参画センターの被災者 支援や災害・復興対応について調査を実施し、男女共同参画センターの災害時における 役割と課題を検証した。	
	・男女共同参画の視点による震災対応状況調査を行った。	1.・被災地の発災時から復旧・復興の対応状況について調査を行い、男女共同参画の視点に基づいて分析検討を取りまとめ、今後の課題と方向性を整理した。これを踏まえて、 男女共同参画の視点を反映した、マニュアルを作成する。	東日本大震災被災地における女性の悩み・相談事業ホー
男女共同参画局	・被災地において女性等が安心して利用できるサービスを提供するために、岩手県にて平成23年5月10日より、宮城県にて平成23年9月1日より、福島県にて平成24年2月11日より女性等の悩み・暴力相談窓口を設置し、相談事業を行った。	・実施期間中は、被災3県において、被災に係るさまざまな悩みや、女性に対する暴力等 2.418件もの相談が寄せられた。また、発災から時間が経つにつれ、被災に係るさまざま な悩みや、被災によって顕在化・深刻化悪化してきた女性に対する暴力等の相談が数多 く寄せられた。	ムページ URL: http://www.h-nihonh.jp/ 「東日本大震災に対応した男女共同参画局の取組」 URL:http://www.gender.go.jp/saigai.html
	<情報提供> ・平成23年3月16日は被災3県及び仙台市、4月4日には全国の自治体に対し、女性や子育てのニーズを踏まえた被災者支援等を依頼した。 ・		「被災者の多様なニーズに対応した支援について」 URL:http://www.gender.go.jp/saigai2.html
	・平成23年4月1日に男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援等のHPを開設した。 ・男女共同参画の視点を踏まえた仮設住宅における災害対応を取りまとめ、平成23年6月23日に関係機関に周知した。		
	・避難所に掲示する壁新聞や地方新聞広告等を活用して、子育て支援に対する情報提供、女性の視点・ニーズを反映した避難所での好事例や女性・子育ての視点からみた避難所の運営の紹介を行った。	・女性等の悩みや暴力に関する相談窓口等のより一層の周知を図るために、被災自治体、関係機関や女性団体等に協力を求めていきたい。	
	・東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめ(「被災者の多様なニーズに対応した支援について」)、ホームページでの公表や自治体への送付等により情報提供を行ったほか、女性等の悩みや暴力に関する相談窓口等の周知を行った。	<被災地への内閣府職員派遣> 現地での情報交換会、ニーズ調査など関係団体等と連携を取りながら、女性や子育てに配慮した対応への働きかけを行った。	
	〈被災地への内閣府職員の派遣〉 被災地の女性のニーズを把握するため、宮城県の政府現地対策本部に男女共同参画担当として、局職員を継続的に計15名派遣した。		

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
公益認定等 委員会事務 局	〈施策に係る取組〉・平成22年度末に「東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ」を発出したことを皮切りに、法人が被災者支援や震災復興に役立つ形での活動や寄附などに資源を振り向けることの検討を法人に依頼するとともに、法人の行う被災者支援、復旧・復興活動・寄附について情報収集を行った。 ・法人が被災者支援や復旧・復興活動をする際に、事業の変更等の手続が必要な場合に最優先に対応した。 具体的には、既に認定・認可された法人が、事業の変更・追加により被災者支援や復旧・復興活動をする際に必要となる手続については①極力事後の届出により対応②事前の変更認定や変更認可が必要となる場合も、その申請審査についてはできる限り1週間程度で対応することとし、被災者支援や震災復興に向けた活動を迅速に始めることを最優先に対応した。・被災された法人を対象に、東日本大震災による公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条第1項の規定による書類の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令(平成23年政令第193号)を制定し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)等に規定する定期提出書類の提出義務等について、被災地からのニーズを把握した上で、免責期間を平成23年9月30日まで延長した。	より随時情報提供することができた。 ・法令上どうしても変更届出で対応できず、被災者支援や復旧・復興活動関連の申請が必要となる場合についても、迅速に審査した結果、基本的に公益認定においては1か月程度、変更認定・認可においては1週間程度(※)で、計11件(公益認定3件、変更認定4件、変更認可は4件)の認定・認可を行うことができた。 (※)行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に基づき定めている標準処理期間は、公益認定が4か月、変更認定・認可が40日。 ・定期提出書類の提出義務等の免責期間延長については、被災地の行政庁へ適時にヒアリングを行うことで、期限を過ぎても書類提出等の見通しが立たない法人が存在するこ	〈施策に係る取組〉 「公益法人information 東日本大震災関係情報」 URL:https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/east- japan-eq.html
大臣官房統 計委員会 経済社会総 合研究所	<会議の開催> 平成23年7月に、震災被害の状況把握や震災復興策の企画立案に向けた公的統計の利活用方法等について議論するため、第47回ESRIフォーラムを開催した。また、平成24年3月には、公的統計等の客観的データに基づいて、震災一年後の日本の経済・社会の復興の経過や今後の課題を有識者からご紹介いただくとともに、客観的なデータがどのような役割を果たし得るのかを議論するため、第48回ESRIフォーラムを開催した。	<会議の開催>	第47回ESRIフォーラム「震災復興と統計-統計の果たすべき役割とは?」 URL:http://www.esri.go.jp/jp/forum1/110623/gijisidai47.ht ml 第48回ESRIフォーラム「震災1年後の日本-統計から見た復興の課題と経済・社会の行方」 URL:http://www.esri.go.jp/jp/forum1/120209/gijisidai48.ht ml
日本学術会議事務局	日)	被災者への対応に関する当面の取組方針」(平成23年5月17日 原子力災害対策本部)に反映されるとともに、「平成23年度科学技術戦略推進費「重要政策課題への機動的対応の推進及び総合科学技術会議における政策立案のための調査』によるプロジェクトに係る実施方針」(平成23年5月19日 総合科学技術会議に基づき、当面の調査活動費が確保され、文部科学省を中心とする放射線量調査が開始されたほか、海外アカデミーからも反響があった。なお、日本学術会議外部評価委委員による「日本学術会議第21期3年目(平成22年10月~平成23年9月)の活動状況に関する評価」では、平成23年9月までの日本学術会議の震災対応について、「東日本大震災の発生後・週間で事態の認識と学術の緊急課題を示した幹事会声明を発出し、緊急集会を開催した。その後、東日本大震災対策委員会を設置し、9月までの間に7つの緊急提言をはじめとする各種の提言、海外アカデミーへの報告等を発出した。これらの提言、報告等は、具体的かつ迅速に相次いで発信され、またその際には適切なテーマ・論点が選ばれていることから、日本学術会議の震災に対する対応は全体として高く評価できるものであった。特に、包括的な政策パッケージを示した緊急提言は、日本学術会議が本来期待されている役割をしつかり果たした成果であったと言える。」としている。	「東日本大震災への対応について」 URL:http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/shinsai/shinsai. html (日本学術会議ホームページ)